

## 軽自動車税の税率(13年経過した軽自動車をお持ちの方へ)

最初の新規検査から13年以上経過した軽自動車(電気自動車などは除く)には、重課税率が適用されます。詳しい税率は次のとおりです。

種 別		年 税 額		
		最初の新規検査年月		新車登録から 13年以上経過した車両
		平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降	
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※令和2年度は、初度検査年月が平成19年3月以前の軽自動車が重課対象です。

圃税務課 ☎388-1112

## 償却資産(固定資産税)の申告が必要です

12月初旬に償却資産(固定資産税)の申告書を郵送しましたが、対象資産をお持ちで申告書が届いていない方はご連絡ください。

**対象** 1月1日現在、町内で事業を営んでいる方(工場、商店、駐車場、アパート、発電量10KW以上の太陽光パネルによる余剰や全量売電など)で償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)を所有している方

### 償却資産の例

- ・ 構築物(フェンス、塗装路面など)
- ・ 機械(建設用重機、太陽光発電設備など)
- ・ 器具、備品(コピー機、パソコンなど)

**提出期限** 1月31日(金)

※電子申告(<http://www.eltax.jp/>)や郵送による提出も可能です。

圃税務課 ☎388-1112

## 募 集

### 非常勤講師などの「人材バンク登録」

郡二町教育委員会では、郡内の小・中学校で、学習支援や児童支援を行う非常勤講師などを募集しています。

希望される方は、「人材バンク」に登録していただく必要があります。羽島郡近郊にお住まいの方で、登録を希望される方はご連絡ください。なお、詳細については面接の中で説明します。

## 仕事の内容例

- ・ 学級担任などと連携して学習や生活の支援
- ・ 集団での活動をはじめ、学校生活に困り感のある児童・生徒への支援

## 資格や勤務条件

- ・ 職種によっては、教員免許状が必要な場合があります
- ・ 勤務時間などの条件については、面接の中で説明します

圃郡二町教育委員会

☎245-1133

## 「はたちの献血」 キャンペーン

1月1日から2月29日

「誰かを思う

誰かを救う。

はたちの献血」



循環社会に奉仕する

## 有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1  
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006  
FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ  
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ  
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地  
第2カトービル 1階 A号室  
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278